

# 道路の無料公開原則と有料の橋・渡船施設について

国土交通省 道路局 路政課

道子 路政課・係長

道雄 路政課・新人係員

(先輩の道子さんと新人係員の道雄くんが話をしています。)

道雄 おはようございます。道子さん。

道子 おはよう。道雄くん。ところで両腕に大量に抱えているその缶ジュースは何。

道雄 通勤途中に近くの公園で無料配布していたので、ついたくさん貰ってしまいました。

道子 道雄くんは、「無料」が好きね。

道雄 それはそうですよ。人間皆そうじゃないですか。

道子 確かにそうかもね。

道雄 ところで、道子さん、確かに有料道路は存在するものの、なぜ道路は基本的に無料で通行できるのでしょうか。

道子 それは「道路の無料公開原則」があるからよ。

道雄 道路の無料公開原則・・・？

道子 その名のとおり、道路は無料で一般の用に供されることを原則とするものよ。

道雄 なぜこのような原則があるのでしょうか。

道子 道路は、国家・社会における諸活動に不可欠な基盤を提供するもので、公共財の最も典型的なも

のとして、その建設管理は国又は公共団体の責任に属し、一般財源（税収）を充当して行われるべきものであると考えられているからよ。

**道雄** なるほど。道路の無料公開原則は法令上明文化されているのでしょうか。

**道子** 法令上明文化されていないわ。しかし、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 24 条の 2 及び第 25 条、特別法である道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号。以下「特措法」という。）等において、道路において料金徴収が可能な場合を限定して規定していることの反対解釈により根拠づけられるとされているよ。

**道雄** そうなのですね。ちなみに、その「反対解釈」というのは何ですか。

**道子** 反対解釈というのは、ある法令の規定をもととして、その規定にあることと逆の場合には逆の効果が生ずる（その規定は適用されない）という趣旨をも含んでいると解釈する方法のことよ。

**道雄** なるほど、つまり、道路関係法令において料金を徴収できる場合を限定して規定していることから、裏を返せば、道路は基本的に無料で公開することが原則であると解釈されるわけですね。

**道子** そうということね。

**道雄** ところで道子さん、さっきおっしゃっていた法第 25 条とはどんな規定なのですか。

**道子** 法第 25 条は、都道府県道又は市町村道に橋又は渡船施設を設けるため、その整備費用を償う目的で通行者又は利用者から料金を徴収する権限を道路管理者に認めた規定なのよ。

**道雄** あれ。この規定、道路の無料公開原則に反していませんか。

**道子** 確かにそれは否定できないわね。でもね道雄くん、例えば、橋等の特殊な施設の建設に当たっては、多額の建設費を要するので、必要性が高くても財源の問題により建設できない場合があるのよね。

そこで、借入金を財源として橋等の建設を行い、その通行者等から料金を徴収して、当該借入金を償還する方法が考案されたのよ。

**道雄** 確かにこの方法は、一般財源（税収）によった場合の建設の遅延等による社会的不利益を考えると合理性があるし、通行者等が受ける特別の利益に着目すると公平の理念にもかなうと言えますね。

**道子** そうね。ただし、道路の無料公開原則を踏まえると、上記の方法はあくまで例外的なものとして位置づけられるので、その濫用を防止し、適正な運用を図る必要があるわね。

- 道雄 そうですね。
- 道子 これら事情から、法第 25 条は、有料の橋又は渡船施設の設置を認めたものの、無条件でこれを認める訳ではなく、要件を満たした場合のみ料金を徴収できることとしたのよ。
- 道雄 なるほど、興味深いですね。法第 25 条について詳しく教えてください。
- 道子 オッケー。まず、法第 25 条の対象となる道路は、都道府県道又は市町村道なので、高速自動車国道と一般国道については、同条の対象とならないよ。
- 道雄 なるほど。
- 道子 次に、償還の対象となるのは、「橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用」に限られるよ。
- 道雄 したがって、料金徴収期間後に維持修繕費を償うために有料制をとることはできないと解されま  
すね。
- 道子 そうね。ただし、特措法の規定との均衡から、料金徴収期間内における維持、修繕及び料金の事  
務取扱費を償還の対象に入れることは妨げないと解されているよ。
- 道雄 特措法では、料金徴収期間内における維持、修繕及び料金の事務取扱費は償還の対象になりま  
すもんね。
- 道子 さらに、料金を徴収できるのは「一定の期間」に限られるよ。
- 道雄 永久的に料金を徴収するのはダメってことですね。
- 道子 そういうことね。
- 道雄 ところで道子さん、法第 25 条第 1 項に、「通行者又は利用者が受ける利益を超えない範囲にお  
いて」という文言があるのですが、これはいったい何なのでしょう。
- 道子 いわゆる便益主義というやつね。料金について、通行者等が受ける便益を上回ることがないよう  
設定することで、通行者等に過分の負担を強いることを回避するために設けられたものだよ。こ  
こでいう「利益」とは、通行者等が受ける経済的利益を客観的に算出したもので、具体的には、  
通行又は利用の距離又は時間の短縮、車両の運転費等について通常節約できる額を指すのよ。
- 道雄 通行者等の負担能力を考慮して料金があまりに高くないように上限を設定したのですね。

道子 そういうことね。

道雄 なるほど。ちなみに道子さん、法第 25 条第 2 項では何を定めているのでしょうか。

道子 法第 25 条第 2 項では、有料の橋又は渡船施設としての適格性の要件について定めているのよ。同項第 1 号では、その通行又は利益の範囲が地域的に限定されたものであることとしているよ。また、同項第 2 号では、その通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものであること、同項第 3 号では、その新設又は改築に要する費用の全額を地方債以外の財源をもつて支弁することが著しく困難なものであることとしているよ。

道雄 なるほど。建設費の全部又は一部を、地方債に頼らざるをえないという財政上の事情、言い換えれば、地方公共団体の一般財源や国の補助金等により支弁することが、客観的にみて著しく困難であることが必要なのですね。

道子 そういうことね。

道雄 なるほど。

道子 道路の無料公開原則と法 25 条について解説してきたけど勉強になったかしら。道路の無料公開原則は、道路法制の根幹をなす重要な考え方だからしっかり勉強しておくようにね！

道雄 はい！

## 【参照条文】

### ○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

#### （自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金及び割増金）

第二十四条の二 道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の三第八項、第四十八条の七第一項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車（道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。）又は自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車を駐車させる場合においては、この限りでない。

- 2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。
  - 一 自動車又は自転車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
  - 二 自動車又は自転車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。
  - 三 付近の自動車駐車場又は自転車駐車場で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
- 3 道路管理者は、第一項の駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

#### (有料の橋又は渡船施設)

**第二十五条** 都道府県又は市町村である道路管理者は、都道府県道又は市町村道について、橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用の全部又は一部を償還するために、一定の期間を限り、当該橋の通行者又は当該渡船施設の利用者から、その通行者又は利用者が受ける利益を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、料金を徴収することができる。

- 2 前項に規定する橋又は渡船施設は、左の各号に該当するものでなければならない。
  - 一 その通行又は利用の範囲が地域的に限定されたものであること。
  - 二 その通行者又は利用者がその通行又は利用に因り著しく利益を受けるものであること。
  - 三 その新設又は改築に要する費用の全額を地方債以外の財源をもつて支弁することが著しく困難なものであること。
- 3 道路管理者は、第一項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - 一 工事方法
  - 二 工事予算
  - 三 工事の着手及び完成の予定年月日
  - 四 収支予算の明細
  - 五 料金
  - 六 料金徴収期間
  - 七 元利償還年次計画
- 4 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。